



# 上川路会計事務所通信

## 上川路会計事務所

〒890-0056  
鹿児島市下荒田4-1-9  
Tel 099-252-7070  
Fax 099-252-6400

## 上川路美恵野会計事務所

〒892-0821  
鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F  
Tel 099-223-3465  
Fax 099-223-4348



## 第200号



所長  
上川路 長生

ごあいさつ

## 同床異夢

荒田八幡通りに面した下荒田に事務所を移転した、平成11年から発行を始めた『事務所通信』は鹿児島ビルの美恵野事務所と協力して今月号で200号です。継続は力なりと毎月情報を発信して17年、これからも読んでお役に立つ『事務所通信』として努めてまいります。

5月26日・27日開催された主要国首脳会議(伊勢志摩サミット)は、日本列島厳戒態勢で不測の事態に備えて行われました。多極化する世界において出口の見えない山積する課題に対して有効な対策を示せるのか、重い責任を背負う議長国日本の役割に世界が注目しました。安倍晋三首相は世界中で長期化する消費の低迷は“リーマン・ショック”に類似する世界的な危機だと主要国に『財政出動』が必要と協調を求めたのです。財政出動については7カ国の思惑は違って、各国首脳に温度差があって、それぞれの国の判断はリーダーにまかせて、新しい危機に対しては一致して対処していくという同床異夢の玉虫色の合意で着きました。安倍首相はG7の話し合いの結果を受け2017年4月に予定されていた消費増税を、2年半先送りすることを決めました。それに対して4野党はアベノミクス失敗による増税再延期だと、参院選を前にして結束して内閣不信任案を国会に提出する政争になってしまいました。

伊勢志摩サミットを終えたオバマ米大統領は、安倍首相と一緒に広島市の平和記念公園を訪れて原爆慰霊碑に献花して、格調高い演説で世界に深い感動を与えました。2009年に『核なき世界をみざす』と宣言してノーベル平和賞を受賞したオバマ氏にとって実に7年越しの念願の『ヒロシマ』への和解の旅になりました。現職の米大統領の被爆地訪問は世界のメディアは、好感を持って報道していました。米国では未だに『原爆投下』を正当化する世論が根強く、謝罪外交との批判を抑えて広島に足を運んだ大統領の英断をたたえました。ひとたび核兵器が使われれば、どれほどの惨禍となるのか世界の人々が被爆の実態を知る機会にもなり、オバマ大統領と被爆者の抱擁は、双方が恩讐を越えて未来を築こうとする象徴的な場面が全世界に発信されたのです。原爆投下から71年、長い時間を経て核廃絶に向けて力

目次	
ごあいさつ “同床異夢”	…1P
税務カレンダー	…2P
2016年6月の経理・税務チェックリスト	…3P
職員コラム 今月の担当: 花木 裕哉	…3P
会計・税務のQ & A	
“公示地価、路線価、基準地価の違い”	…4P
200号記念特集コラム “上川路会計事務所通信 第100号から第200号への歩み”	…5P
セミナー報告	…6P
第23回KMCセミナーのご案内(社福編)	…6P
お客様情報 “メディカル多機能ホーム タートル OPEN!”	…7P
企業防衛対策のおすすめ	…7P
随想 “『文字と数字』 上川路美恵野”	…8P

強い一歩となりました。

世紀の祭典五輪をめぐって混乱がブラジルと日本で起こっています。8月のリオデジャネイロ五輪まで後2カ月と近づいて、日本選手の代表も続々と決定して、金メダルは“15個”と目標を高くして本番への決意を新たにしています。そんなさしませまった時期に政治・経済が大混乱のブラジルで、リオ五輪は大丈夫かと、世界中から不信の目が注がれています。国の借金を少なくごまかしをしていたと国会で、ルセフ大統領の弾劾裁判が始まってルセフ氏は職務停止となってしまいました。また日本では、東京五輪の招致の感動の裏では疑惑の2億円余りのコンサルタント料の支払があることが判明しました。国際スポーツ界にはびこる不明朗なコネや金銭のやり取りがあったのか審議されています。今回の事件を契機としてスポーツ界の浄化と透明化が急がれます。

青色発光ダイオード(LED)開発の功績でノーベル物理学賞を受賞した赤崎勇教授の受賞記念の石碑が、宝山ホール前の花壇に設置され除幕式が行われました。碑には『本当にやりたい事をやりとげる。あきらめない心を』という言葉が教授の筆跡で刻まれています。赤崎教授も出席された除幕式の式典で、主催者は『不撓不屈の精神を継承し、第2、第3の赤崎教授を目指す青少年の道標としたい』と語りました。(平成28年6月吉日)

# 税務カレンダー

税金等の納付・  
手続きはお早めに・



## 4月決算会社申告書提出

# 2016年6月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		



### 6月30日まで

- ・4月決算法人の確定申告
- ・10月決算法人の中間申告  
(半期分)
- ・消費税、地方消費税の中間申告  
7月決算法人 第3四半期分  
10月決算法人 第2四半期分  
1月決算法人 第1四半期分
- ・1・4・7・10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・年税額4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

### 6月15日まで

- ・所得税の予定納税額の通知



### 6・8・10・1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村条例で定める日

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の第1期分の納付

### 6月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額、納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月～当年5月分)の納付





業務に漏れはありますか？チェックしてみましょう！

## 個人住民税の特別徴収の新年度スタート

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額に切り替わります。各市区町村から送られてくる通知書に基づき、給与台帳や計算表への転記や給与ソフト等のデータ変更間違いがないか確認しましょう。

また、給与の支払を受けるものが常時10人未満の場合は、各市区町村へ申請をすることで、特別徴収住民税を年2回にまとめて納付できる特例を受けることができます。納期期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

## 売掛金回収状況の確認

売掛金の回収状況は、資金繰りを左右しますので管理と確認をしっかりと行いましょう。不良化の危険がある場合にはどう対策をとるかも入念に確認・検討を行っておくことが大切です。

## 賞与支払届の提出

賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し、納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を届け出る必要があります。

## 障害者、高齢者雇用状況の確認

障害者及び高齢者の雇用状況報告書（6月1日現在）の提出期限は7月15日までとなっていますが、所轄のハローワークによっては、6月末までの提出をアナウンスしています。早めに人数を確認しておきましょう。

## 職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつ自分の趣味やハマっていることについて紹介しています。職員それぞれの個性を楽しんでいただければ幸いです

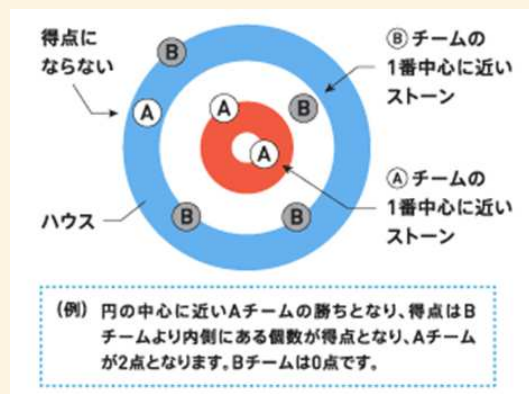
### テーマ：カーリング

いつもお世話になっております。私は様々なスポーツをテレビで観戦することが好きです。今回は、そんな私が現在注目しているスポーツである「カーリング」をご紹介します。

野球やサッカーなどメジャーなスポーツと比べ、カーリングと聞いてあまり聞き慣れない方も多いのではないのでしょうか。カーリングは冬季五輪で実施されているウィンタースポーツの1つです。その名称は髪の毛がカールするように投げられた丸い石がゆっくりと回転することから名付けられたといわれています。またカーリングは体力のみでなく、高度な頭脳プレイも必要とされるので、“氷上のチェス”とも呼ばれています。

ここで簡単にルールをご説明します。1チームは4人で構成されます。氷の上でストーン（石）をハウス（円）に向かって2チームが交互に投げていきます（滑らせます）。各エンドで1人2投ずつ投げ、最終的にハウスの中心に最も近い位置にあるストーンを持っているチームにのみ得点が入ります。相手チームよりもハウスの中心に近い位置にあるストーンを複数持っている場合はその数だけ得点が入ります。1試合は10エンドで行われ、合計

### 今月の担当：監査部 花木 裕哉



「札幌カーリング協会HPより」

得点の多いチームの勝利となります。

最近では今年行われた世界選手権で日本女子チームが初めて銀メダルを獲得し、日本男子チームも4位とメダルまであと一歩と健闘しました。2年後の冬季五輪での男女揃ってのメダル獲得を期待して、今後の日本チームの活躍をテレビを通して応援していきたいと思っております。

## テーマ 『 公示地価、路線価、基準地価の違い 』

今年も、7月1日に国税庁より「路線価」が発表されます。しかし土地の価値を図る公的な指標は「路線価」以外にも「公示地価」、「基準地価」などがあります。この3つの評価額はどのような場合に使用し、またどのような違いがあるのかをみていきましょう。

「公示地価」、「路線価」、「基準地価」は、公表する役所と時期、または何のために発表し、どのような時に使用するのかがそれぞれ違います。

### 公示地価

公表時期	毎年3月下旬	公表者	国土交通省
法的根拠	地価公示法	評価時点	1月1日

＜目的・用途＞ 標準値を1㎡あたりの価格で表し、特別な事情がない場合の適正な取引価格。「公共事業用地の取得価格算定の基準とされる」他、「一般の土地取引価格に対する指標となること」「適正な地価の形成に寄与すること」が目的とされている。

毎年1月1日時点の土地の評価です。地価公示法に基づき、国土交通省の土地鑑定委員会が毎年1回標準地の価格を公示します。公示対象は原則として、都市計画法による都市計画区域内となっています。各地点につき、2人以上の不動産鑑定士が別々に鑑定評価を行い、その結果を調整したうえで価格が決定されます。公示される際には、「住宅地」「商業地」「宅地見込地」「準工業地」「工業地」「調整区域内宅地」に分類されます。

確認できるサイト:「土地総合情報システム 国土交通省」 <http://www.land.mlit.go.jp/webland/>

### 路線価

公表時期	毎年7月1日頃	公表者	国税局
法的根拠	相続税法	評価時点	1月1日

＜目的・用途＞ 「相続税路線価」と「固定資産税路線価」の2種類あり、「相続税路線価」は、相続税及び贈与税の算定基準となる土地評価額で、公示地価の8割程度が目安となっている。一般的に路線価といえば「相続税路線価」を指すことが多い。

路線価も毎年1月1日時点の評価ですが、計測地点が多いため(公示地価や基準地価における調査地点の10倍を上回る数のため)、公表は7月1日となります。相続税法に基づいて調査が行われ、公示地価、売買実例、不動産鑑定士の鑑定評価額などをベースに国税局がそれぞれの価格を決定します。公示地価などが敷地そのものについての価格なのに対し、路線価は一定の距離をもった「路線」に対して価格を決めます。また、「固定資産税路線価」は固定資産税、都市計画税、不動産取得税、登録免許税の計算ベースとなり、公示地価の7割程度を目途に定められます。

確認できるサイト:「財産評価基準書路線価図・評価倍率表 国税庁」 <http://www.rosenka.nta.go.jp/>

### 基準地価

公表時期	毎年9月20日頃	公表者	国土交通省 都道府県知事
法的根拠	国土利用計画法	評価時点	7月1日

＜目的・用途＞ 価格の性質や目的、評価方法などは公示地価とほぼ同様。公示地価との違いは、根拠法の違いと調査の主体が都道府県であること、また公示地価の主な対象が「都市計画区域内」となっているのに対し、基準地価は「都市計画区域外の住宅地、商業地、工業地、宅地ではない林地等も含んでいる」。

毎年7月1日時点の土地の評価で、正式名称は「都道府県地価調査」といいます。評価方法は公示地価とほぼ同様ですが、公示地価では「2人以上」の不動産鑑定士が別々に鑑定評価を行うのに対し、基準地価の規定では「1人以上」となっています。また、調査対象地点のことを公示地価では「標準地」といい、基準地価では「基準地」といいます。

確認できるサイト:「土地総合情報システム 国土交通省」 <http://www.land.mlit.go.jp/webland/>

# 上川路会計事務所通信 第100号 から 第200号 への歩み

当事務所通信は、今月の6月号で第200号を迎えました！そこで、第100号から第200号までの歩みを簡単に振り返ってみたいと思います



平成20年2月号  
第100号発行！  
当時の発行部数は約600部  
でしたが、現在は1,100部を  
超えるまでになりました

平成20年4月号(第102号)での新入社員紹介！  
第100号を発行した年に入社した職員です、  
まだ初々しい頃の写真です

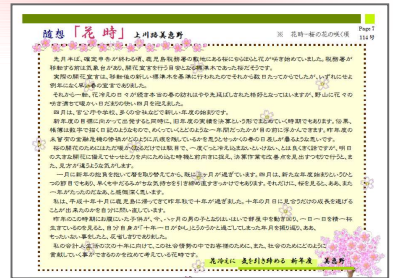


監査部 大野 賢史 監査部 花木 裕哉 総務部 赤塚 弘枝

平成21年12月号(第122号)  
(有)上川路マネジメントセンター主催  
第1回KMCセミナーのご報告掲載！  
記念すべき第1回目のセミナーは、  
第1部で長生所長、第2部では美恵野  
所長が講師を務めました



平成21年4月号(第114号)『随想』スタート！  
今ではお馴染みの美恵野所長の『随想』は  
この時からスタートしました



平成24年11月号(第157号)  
上川路会計事務所35周年・上川路美恵野会計事務所10周年

『感謝の集い』開催記事掲載！

平成24年10月20日(土)鹿児島サンロイヤルホテルにて記念式典  
を行いました。記念独演会では、三遊亭歌之介師匠をお招きしまし  
た。同時に、記念出版として、長生所長と美恵野所長の初の共著  
『知足安分』を出版しました



ホームページリニューアルと  
メールマガジンの配信スタート！

平成28年1月、ホームページのリニューアルと同時に、事務所  
通信がメールマガジンで受け取れるようになりました！  
また、ホームページ上でもダウンロード可能になりました

平成26年7月号(第177号)  
職員コラムスタート！

当事務所の職員がひとりずつ担当する職員コ  
ラムは毎月ご好評いただいています、当事務所  
職員の普段見せない一面を知っていただけ  
るコーナーです



振り返ってみると第200号発行までの間に様々な変化がありました。お客様に支えていただきながら  
少しずつ変化してきているのだと感じます。これからもどうぞご愛読のほどよろしくお願い致します

## セミナー報告



5月15日(日)、三井ホーム様主催の「相続に効く土地活用セミナー」が開催されました。  
セミナーは、第1部・第2部に分かれて、第1部で上川路美恵野会計事務所 所長 **上川路美恵野**が講師を担当しました。



### 事例でわかる相続に効く土地活用セミナー



第2部 11:10～12:00

「事例で考える土地活用」

講師: 上村不動産コンサルタント **上村 邦典** 氏

- ・新税制で不動産はどう動く？
- ・今やるべき土地活用事例
- ・最近の鹿児島市内の不動産動向について

第1部 10:00～11:00

「税制改正事項ポイント確認」

講師: 上川路美恵野会計事務所 **上川路 美恵野**

- ・はじめに～平成28年度税制改正の基本的な考え方～
- ・平成28年度税制改正の主な内容
- ・住宅・土地税制
  - (1) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設
  - (2) 既存住宅の三世帯同居改修工事等に係る特例の創設
    - 1. 三世帯同居改修工事に係る住宅ローン控除
    - 2. 三世帯同居改修工事に係る所得税額控除
- ・消費税
  - 消費税率の適用の経過措置
- ・相続税・贈与税
  - 相続対策とは？
  - 最近の主な改正事項～相続税・贈与税～



(有)上川路マネジメントセンター主催

## 第23回 KMCセミナーのご案内

第23回KMCセミナーを開催致します！今回は、平成29年4月（一部は平成28年4月）施行の改正社会福祉法をテーマとした研修です。

今回、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化などを目的とした改正が行われました。

平成28年度は各法人で定款変更案の作成や評議員の選任等の対応が必要です。  
どのような対応が必要か、運営にどのような影響を与えるかなどについてお話しします。



研修テーマ 『社会福祉法改正と法人経営』

講師：上川路美恵野会計事務所 所長 **上川路 美恵野**  
公認会計士・税理士

日時：平成28年8月3日(水)

14:00～17:00 (受付開始予定13:30～)

場所：鹿児島県民交流センター 大研修室第1(東棟3階)

詳細とお申込は  
別紙にて!





## メディカル 多機能ホーム タートル

だれにでも病気や身体の老化は訪れます、もしも要介護状態になったとしても、住み慣れた地域で出来るだけ普段どおりの暮らしを続けたいものです。  
多機能ホーム「タートル」では、ご利用者さまがそれぞれのスペースで穏やかに過ごしていただけるように取り組んでおります、小さな事業所ですが「こんなサービスがあったら良いだろうな」に対応できるようなきめ細やかな介護サービスをスタッフ一同で心がけております。

タートルサービス利用料金	
要介護度1	10,320円
要介護度2	15,167円
要介護度3	22,062円
要介護度4	24,350円
要介護度5	26,849円
要支援1、2の方も利用可能です。	

急病の時に「中野脳神経外科」がサポート。24時間いつでもずっと見守り続けます。

### タートルのサービス



**自己負担分**  
食事代(朝食300円、昼食500円、夕食500円)  
宿泊(2,000円) おむつ代その他(実費相当額)



お問い合わせ先  
**メディカル多機能ホーム タートル**  
〒891-0115 鹿児島市東開町3-163  
TEL 099-284-5860

## 企業防衛対策のおすすめ

このコーナーは、当事務所の  
保険管理顧問・松谷義久が企業防衛対策  
についてご紹介するコーナーです

### 労働災害と 法定外補償規定

#### (企業の経営資源を取り巻くリスクの例)

近年の労働環境では、様々な労働災害に関するトラブルが発生しています。

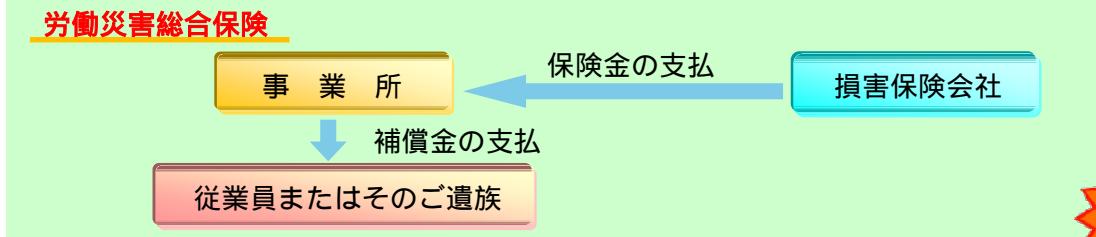
労働災害発生 → 政府労災への申請 → 認定 → 後遺障害等級及び休業期間の認定

この流れが通常ですが、各事業所では政府労災の上乗せ補償を行う **法定外補償規定** を設定し、それに基づき従業員またはその遺族に支払う補償金を保険金で賄う「**労働災害総合保険**」の採用をしている企業も多数見受けられます。併行して **使用者賠償責任条項** も整備し、万が一に備える事も重要な企業防衛手段です。

**法定外補償規定** = 一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則等

**使用者賠償責任条項** = 労働災害の責任が企業側にある場合などに対処する条項

(\* 、 の規定、条項については、担当者までお問い合わせ下さい)



上川路会計事務所では関与先様の永続的な発展を願い保険指導業務に取り組んでいます



決算業務で大忙しの5月があっという間に終わりました。同時に爽やかな薫風の時期も去ってしまい、じめじめと蒸し暑い梅雨となりました。

6月も様々な報告書の作成や監査業務がありますので、しばらくは繁忙期が続きます。毎年のことなのですが、そんなこの時期の一番の悩みは「食べ過ぎ」です。夜遅くまで机の前に座りっぱなしの上に、普段よりも甘いものを口にする回数が増えてしまいます。

先日、「クンマーシュベック」という単語を見つけました。「食べ過ぎが続いて太ること」を一言で表す言葉だそうで「これは今の私の状況だ」と思わず膝を打ちました。ドイツ語で直訳すると「悲しいベーコン」という意味だとか。

言い得て妙、と大いに感心してしまいましたが、もちろん笑いごとではすみませんので、繁忙期が終わった後は食べ過ぎによって蓄積された余分な体重を如何に減らすかが重要な課題となるわけですが……。

それはさておき、この言葉を見つけたのは『翻訳できない世界のことば(エラ・フランシス・サンダース 著/創元社)』という本です。他の国の言葉ではうまく表現できない微妙な言い回しの言葉を集めています。

例えば『コンムオーベレ』はイタリア語で「涙ぐむような物語にふれたとき、感動して胸が熱くなる」ことを言い、『ナーズ』はウルドゥー語で「だれかに無条件で愛されることによって生まれてくる自信と心の安定」を言うのだとか。

他の国の言葉に翻訳できないというのは、その国・地域の文化的思想的特性を強く反映した言葉だという事なのでしょう。

人が何かを考える時、言葉を使って考えます。つまり思考はその人の持つ語彙の範囲が限界ということ。そのために語彙を増やし思考の幅を広げる努力をしていますが、母語以外の言語の表現を学ぶのも、自分の思考の壁に風穴を開けて物の見方に異なる概念を取り入れる良いきっかけになるようです。

私達が扱う決算書・申告書は、「会計」という規則に従い「数字」という文字を使って事業の経営成績や財政状態や納税すべき税額等を表現しています。一見専門的で難しく感じられますが、「会計」が自分の「語彙」に加わると、事業の状況を把握し未来を描くための視野を広げることのできる有用な概念だと思っています。

さて、今月号の5ページに特集記事を載せていますが、事務所通信は今号で200号となりました。企画段階から携わった一人として感慨深いものがあります。

代々の編集担当者がそれぞれの感性を活かして、目を通しやすくする工夫をしてくれて、一号一号と積み重ねてまいりました。事務所と皆様をつなぐ一助としてこれからも継続していきたいと思っております。ご意見、ご感想などお寄せいただければ幸いです。

今後ともよろしくお願い申し上げます。



美恵野

## 梅雨湿り少しふやけし出納簿



### 編集後記

今月号で当事務所通信は第200号を迎えました。5ページには、第100号からこれまでの歩みを特集していますので、是非ご覧ください。記事を作成するにあたって振り返ってみると思っていた以上に色々な出来事がありました。その間には、お客様からのお手紙などで元気をいただくこともありました。これからもよりお客様のお役に立てる記事作りを心がけていきたいと思っておりますので、ご愛読のほどよろしくお願い致します！

### 連絡先：上川路会計事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9  
Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400  
E-Mail [kamikawaji@tkcnf.or.jp](mailto:kamikawaji@tkcnf.or.jp)

New! URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

HPが新しく  
なりました！

上川路会計 検索

広報委員会 上川路美恵野 福留 伊集院 赤塚 本田 西

## ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計事務所にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

